

# 広報かるまい お知らせ版 514号 ①



スマホからお知らせ版をご覧いただけます。  
ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集  
電話 46-2115 / FAX 46-2335

## 軽米音頭流し踊りへの 参加団体（個人）を募集します

今年も秋まつりの中日に、軽米音頭流し踊りを開催します。  
団体での申込みのほか、個人の参加も広く募集しています。  
参加申込みや不明な点については、下記までお問い合わせください。

- 月 日 9月20日（日）
- 区 間 軽米タクシー前～瀧村屋信号前
- 申込方法 電話、FAXまたはメールで、団体名および担当者名（個人の方は氏名）・住所・電話番号をお知らせください。
- 申込期限 8月3日（月）正午まで
- その他 今年度の流し踊りには、軽米町ふるさと大使の神久保翔也さん（甘党男子）が参加します。

### 【問い合わせ先】

軽米秋まつり実行委員会事務局（役場産業振興課・商工観光担当）（☎46-4746）

## 「はじめての軽米音頭・ 流し踊り体験会」を開催します！

軽米秋まつりの「流し踊り」当日、体験会を開催します。町内・町外を問わず参加できます。また、練習の後は、団体として出場も予定しています。

一緒に踊りを覚えて、気軽に流し踊りに参加しませんか？

- 日 時 9月20日（日）15:00～16:00  
開場14:30～
- 場 所 かるまい文化交流センター宇漢米館 多目的ホール
- 主 催 軽米町地域活性化実行委員会（かるたす）
- 共 催 軽米秋まつり実行委員会
- その他 ふるさと大使の神久保翔也さん（甘党男子）も参加します。

### 【問い合わせ先】

軽米町地域活性化実行委員会（担当/安達）  
（☎080-6402-1724）

## 地域食堂トコかるキッチン

- 日 時 7月18日（土）11:00～14:00  
11:00～12:30 地域の方々中心のお食事会  
12:30～13:15 親子で参加できるお食事会  
食事後～14:00 七夕飾りづくり
- ・参加した子どもたちにはプレゼントを準備しています
- ・終了時間前でも食材がなくなり次第、終了となります
- ・料金は、子どもは無料、大人は100円です

～ぜひ、近所の方やお友達みなさんでご参加ください～

■場 所 居場所トコトコかるまい広場

### 【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

## 軽米秋まつりに 参加してみませんか？

秋の風物詩である「軽米秋まつり」を今年も開催します！  
近年、参加者が少なくなっており、このままでは伝統あるお祭りを続けていくことが難しくなってまいります。経験は一切問いません。見るだけのお祭りから、みんなが参加するお祭りへ、一步踏み出してみませんか？

- 内容 山車・神輿の引き手、担ぎ手  
お囃子（太鼓・笛など）のたたき手・吹き手 など
- 日時 御通り 9月19日（土） 14:30～18:30  
御環り 9月21日（月） 15:20～18:00

### 【申込み・問い合わせ先】

- ・神子行列に参加希望の方  
軽米八幡宮 菅原 皓文（☎46-2922）
- ・各山車団に参加希望の方  
蓮台野芙蓉団 竹澤 良隆（☎46-3007）  
荒町光栄団 佐藤 元治（☎46-2246）  
本町新栄団 長瀬 厚彦（☎46-2450）  
大町協誠団 中里 宜博（☎46-3537）  
新町大正団 田畑 賀津明（☎46-3273）  
（☎090-8923-0648）  
上新町 小林 良式（☎46-2059）  
（☎090-7329-7838）

## ちびっこマラソン参加者大募集！

- 日 時 9月27日（日） スタート9:20～
- 場 所 ハートフル・スポーツランド特設コース
- 種 目 1・2年生1500m、3・4年生2000m、  
5・6年生3000m

- 表 彰 男女別8位まで
- 対 象 二戸管内の健康な小学生

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当（☎46-4744）



## ロードレース大会参加者大募集！

- 日 時 10月11日（日） スタート9:30～
- 場 所 軽米町役場集合（町内特設コース）
- 種 目 5kmの部（年代別3位まで表彰）  
2kmふれあいマラソンの部（表彰無し）

- 対 象 5kmは一般アマチュア競技者  
2kmは小学生から高齢者まで  
だれでも参加可

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当（☎46-4744）



## 「折爪岳であそぶだけ！」 夏の思い出にいかがですか？

- 日 時 8月23日(日) 8:30~14:10
- 集合場所 軽米町役場
- 主な内容 フォトフレーム作り、ミレットパーク内の散策  
そば打ち体験、イワナ・ニジマス釣り体験
- 募集人数 先着20名(小学生以下は保護者同伴、未成年者は保護者からの同意が必要)
- 参加費用 大人 1,000円 小学生以下 500円
- 申込締切 7月29日(水) 17時まで
- 申込方法 電話・FAXまたはメールで、住所・氏名・生年月日・電話番号(携帯)をお知らせください。

### 【問い合わせ先】

軽米町観光協会(産業振興課・商工観光担当)  
(☎46-4746/FAX46-2335/  
Mail:kanko@town.karumai.iwate.jp)

## 二十歳のつどいを開催します

- 日時 8月15日(土) 受付開始9:00~
  - 場所 かるまい文化交流センター宇漢米館 多目的ホール
  - 対象 平成18年4月2日~平成19年4月1日までに生まれた方で、軽米町在住者及び軽米町出身者で現在町外に在住している方
  - その他
    - ・郵送で出席のご案内をしていますが、案内が届かない場合には下記までご連絡ください。
    - ・該当者の家族の方も入場し、式典を観覧できます。式典にふさわしい服装でお越しくださるようお願いいたします。
    - ・駐車場が満車の場合には役場駐車場をご利用ください。
- 【問い合わせ先】  
教育委員会事務局・生涯学習担当 (☎46-4744)

## 歴史講演会「九戸氏と 郷土の英雄たち」を開催します

- 日 時 7月18日(土) 開場13:00~
  - 会 場 かるまい文化交流センター宇漢米館 多目的ホール
  - 内 容 九戸政実を支えた郷土の英雄についての講演  
講師：九戸 眞樹 氏
  - 入場料 無料
  - 主 催 軽米の歴史を考える会
  - 共 催 軽米町教育委員会
- 【問い合わせ先】  
軽米の歴史を考える会事務局(玉館)  
(☎090-3640-6874)  
教育委員会事務局・生涯学習担当 (☎46-4744)

## 高齢者教室「寿大学」 第4回講座を開催します

寿大学受講生以外の方でも受講可能です。お気軽にご参加ください。

- 日 時 7月14日(火) 10:00~12:00
  - 会 場 かるまい文化交流センター 多目的ホール
  - 内 容 相続登記の義務化について  
講師：盛岡地方法務局二戸支局
- 【問い合わせ先】  
教育委員会事務局・生涯学習担当 (☎46-4744)

## 「I care パーク」を開催します

今年度は、「わたしたちのこれから~法改正に向けて~」をテーマに開催されます。

- 日 時 8月8日(土) 10:00~15:00
  - 場 所 紫波町情報交流館 オガール2階 大スタジオ
  - 内 容
    - ・講演会「医療的ケア児支援法改正でどう変わるのか~背景と主なポイント~」 講師：加藤 千穂 氏
    - ・茶話会
  - 対 象 者 医療的ケア児者・重症心身障害児者とご家族、支援者、関心がある方
  - 定 員 講演会100名 茶話会40名
  - 参 加 費 無料
  - 申 込 方法 専用フォームよりお申込みください。
  - 締 切 7月20日(月)
- ※会場までの送迎はありません。
- 【問い合わせ先】  
健康福祉課・健康づくり担当 (☎46-4111)



## 8月イベント開催予告！

軽米町地域活性化実行委員会(かるたす)では、8月に以下のイベントをかるまい文化交流センター宇漢米館で開催予定です。詳細は次回のお知らせ版に掲載します。

- ダンシングナイト  
日時 8月1日(土) 16:00~  
内容 懐かしのディスコが軽米に上陸！
  - ふわふわキッズパーク  
日時 8月8日(土) 11:00~16:00(予定)  
8月9日(日) 10:00~15:00(予定)  
内容 巨大エア遊具で遊ぼう！
- 【問い合わせ先】  
軽米町地域活性化実行委員会(かるたす)  
(☎080-6402-1724)

# 広報かるまい お知らせ版 514号 ②



スマホからお知らせ版をご覧ください。  
ぜひ、ご利用ください！

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集  
電話 46-2115 / FAX 46-2335

## 寡婦等の方に対して 医療費の一部を給付します

寡婦とは、配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方です。

寡婦等家庭の健康保持と福祉の増進を図るため、寡婦等が診療を受けた場合、医療費の一部を給付していますので、次に該当する方は申請をお願いします。

### ■対象者

- ・寡婦のうち、69歳までの方
- ・児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になった69歳までの方

※ただし、次の方を除きます。

- ・本人の所得が150万円を超える方
- ・生活保護を受けている方
- ・世帯全体の所得が300万円以上の方  
(別居している子の扶養になっている方で、子の所得が300万円を超えた場合も含まれます。)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定が該当する場合

### ■給付額

本人負担額の2分の1 (保険適用外の診療は除きます。)  
※3カ月毎に給付します。(6月、9月、12月、3月の20日頃)

### ■手続き方法

加入保険が分かるもの(資格確認書など)と通帳をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。

### 【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当 (☎46-4736)

## 二次募集! 町の特産品を活用した 商品開発を補助します!

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

### ■対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

### ■交付対象事業(次のいずれかに該当する取り組み)

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	・地域資源を活用した商品開発(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ(必須) ・当該商品の販路開拓に係る仕組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る 取り組み (商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)

### ■応募締切 8月7日(金)

### ■提出書類 A~Cの提出書類が異なるため、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

※事業代表者(代理も可)は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明な点は、二次元コードからホームページをご覧ください。

### 【書類の提出先・問い合わせ先】

〒028-6302 軽米町大字軽米10-85

軽米町役場 産業振興課・商工観光担当

(☎46-4746 / FAX 46-2335)



## オレンジカフェかるまい 「かだある茶屋」を開催します

オレンジカフェかるまい「かだある茶屋」は、地域の方がどなたでも参加できる、認知症をテーマにしたつどいの場です。

お茶を飲みながら物忘れのことや、生活のことなど語り合いませんか。認知症の方やご家族はもちろん、認知症について知りたい、という方もぜひお気軽にお立ち寄りください。専門スタッフもいるので、各種相談もできます。

### ■日時 7月23日(木) 13:30~15:00

### ■場所 居場所トコトコかるまい広場

### ■対象 認知症の方・ご家族、地域の方どなたでも参加可

### 【問い合わせ先】

地域包括支援センター(☎46-3906)

## 後期高齢者医療保険料の 納付のお知らせ

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納める方には、7月中旬頃に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」が郵送されます。

普通徴収(年度途中での転入や、新たに制度に加入された方など年金から天引きできない方等)により保険料を納める方には、7月中旬頃に「後期高齢者医療保険料額納入通知書(納付書)」が郵送されます。お手元に納入通知書(納付書)が届いたら、記載された納期限までに納付しましょう。

### 【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当 (☎46-4734)

## 令和8年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税（以下「保険税」と表記）は、国民健康保険（以下「国保」と表記）に加入している方を対象に、病気やけがの際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となるものです。

保険税は世帯ごとに課税され、世帯主がまとめて納めます。税額は世帯ごとに所得や人数、資産などに基つき計算します。

### ■税額と税率

7月中旬に順次納税通知書を世帯に送付しますので、納期までの納付をお願いします。

内訳	医療給付費	後期支援金	介護納付金	子ども子育て支援金
①所得割額（前年の総所得－基礎控除額43万円）	5.6%	1.7%	1.2%	0.3%
②資産割額（固定資産税額）	18.0%	9.0%	7.0%	
③均等割額（1人あたり）	17,000円	6,000円	5,500円	1,200円（子どもは全額軽減）
④平等割額（1世帯あたり）	23,000円	6,500円	6,500円	800円
小計（①～④の合計）	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦	子ども子育て分計⑧
限度額	67万円	26万円	17万円	3万円
合計⑨（年間の保険税額）	⑤+⑥+⑦+⑧			

※年間の保険税額(⑨)÷8回（納付回数）＝1回分の納付額です。端数は第1期にまとめられます。なお、年金特別徴収（年金からの引き落としでの納付）の場合は、年金支給に合わせ6回に分けて徴収します。

### ■納期限

第1期	7月31日(金)	第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)	第4期	11月2日(月)
第5期	11月30日(月)	第6期	12月25日(金)
第7期	2月1日(月)	第8期	3月1日(月)

○途中加入などの場合には、早めの手続きをお願いします

世帯の中で異動（転入、転出、死亡、社保加入など）があった場合には、月割りで再計算し納付書を発送しますので、お早めに町民生活課窓口で手続きをお願いします。

○納付には、安心・簡単・便利な口座振替がおすすめです。

○コンビニやスマホでも納付ができます。

全国のコンビニやスマホで、町税が納付できます。曜日や時間を気にせず納付できますので、ぜひご利用ください。

### 【問い合わせ先】

税務会計課（☎46-4737）

## 国民健康保険、後期高齢者医療の 資格情報書類・医療費受給者証 が更新時期を迎えます

現在ご使用中の資格確認書（旧保険証）・医療費受給者証の有効期限は7月31日です。新しい資格確認書・資格情報のお知らせ・医療費受給者証は7月下旬頃送付されますので、お手元に届きましたら住所・氏名・生年月日など記載内容に誤りがないか確認しましょう。

### ■国民健康保険

- ・新しい資格確認書の色は「オレンジ色」です。
- ・マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方については「資格確認書（オレンジ色）」をそれぞれ交付します。
- ・社会保険に加入しているのに新しい資格確認書（オレンジ色）、または資格情報のお知らせが届いた方は国民健康保険脱退の手続きが済んでいない可能性があります。その場合は町民生活課までお問い合わせください。
- ・8月から有効となる限度額適用認定証の交付手続きは8月3日から受付を開始します。
- ・マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証がなくても、マイナ保険証を提示した場合、医療機関等での支払い額は自己負担限度額までとなります。

### ■後期高齢者医療

- ・資格確認書の色は「青色」です。
  - ・後期高齢者医療について、85歳以上の方全員へマイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」を交付します。84歳以下の方は、マイナ保険証の保有状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。
  - ・限度額適用認定証、限度額適用標準負担額減額認定証は令和6年12月2日以降、新規発行が終了しました。令和7年度に限度区分が記載された資格確認書を交付されている方で負担区分等に変更がない方については自動更新となり、資格確認書（青色）に限度区分が記載された状態で交付されます。
  - ・限度区分の記載が無い資格確認書（青色）を保有される方で、限度区分の記載が必要な場合、役場窓口にて資格確認書（青色）への任意記載事項併記の申請をする必要があります。
- ※国民健康保険、後期高齢者医療のどちらも「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。医療機関等の読取機の不具合等でマイナ保険証が使用できない場合、マイナ保険証とあわせて医療機関等でご提示ください。

### ■医療費助成

- ・受給者証は要件を満たすと自動更新されますが、令和8年1月2日以降に転入した方や申告をしていない方は自動更新の対象外となります。更新に別途手続きが必要な方には7月中に通知しますので、手続きをお願いします。
- ・加入保険が変わったときは変更申請が必要です。必ず申請をするようにお願いします。

### 【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

広報かるまい

## お知らせ版

514号 ③



スマホからお知らせ版をご覧ください。  
ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集  
電話 46-2115 / FAX 46-2335

## 会計年度任用職員を募集します

■職 種 特別支援員、調理員、保育士

■募集人数 各1名

■募集内容

## ○特別支援員

応募資格 現在失業中で求職活動中の方、又は雇用期間が終了される方。年齢・性別不問。

職務内容 学校生活や学習活動の支援・サポート  
授業中のサポート及び見守り、また教員の補助  
その他、付随する業務

雇用期間 8月19日～令和9年3月31日

勤務地 小軽米小学校

(軽米町大字小軽米7-25-1)

勤務日 月曜日から金曜日まで(学校の長期休業期間を除く)

勤務時間 8:15～15:00までのうち6時間

報酬 月額6,186円(上限額)

## ○調理員

職務内容 給食の調理業務

雇用期間 9月1日～令和9年3月31日

勤務地 晴山保育園

勤務日 月曜日から金曜日まで

勤務時間 8:00から17:00までのうち7時間30分

報酬 月額193,064円(上限額)

## ○保育士

応募資格 保育士(または看護師)、普通自動車運転免許、  
パソコン操作(ワード、エクセル)できれば尚可

職務内容 乳幼児の保育業務(0歳児クラス)

雇用期間 9月1日～令和9年3月31日

勤務地 花のまち軽米こども園

勤務日 月曜日から土曜日までのうち週5日勤務

勤務時間 7:15から19:00までのうち7時間30分  
程度

報酬 月額204,580円～233,709円

## ■応募方法

・ハローワークに求職登録し紹介状交付を受け、履歴書(写真貼付)と紹介状を各申込み先へ提出

・直接申し込む場合、履歴書、免許・資格証の写しを各申込み先へ提出

■応募締切 7月31日(金)17時必着(郵送可)

■試験 面接試験

■試験日 8月7日(金)予定

■試験会場

○特別支援員 軽米町役場3階 会議室

○調理員、保育士 軽米町農村環境改善センター

【申込み・問い合わせ先】

○特別支援員 教育委員会事務局・教育総務担当  
(☎46-4743)

○調理員、保育士 健康福祉課・福祉担当  
(☎46-4736)

土地家屋の無料相談の  
開催について

岩手県土地家屋調査士県北支部では、7月31日「表示登録の日」を記念して、無料相談を行います。

■日 時 7月31日(金)10:00～15:00

■場 所 県北支部会員各事務所内

■内 容 土地の分筆・合筆・地目変更、地積校正登記、  
建物の新築・増築・減失登記、土地・建物の  
調査測量、境界問題

【問い合わせ先】

岩手県土地家屋調査士県北支部・二戸地区事務局  
(担当/田中) (☎43-3260)

農地パトロールへの  
ご協力をお願いします

農業委員会では、毎年7月から9月にかけて、町内農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します。

調査にあたっては、農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることがございますので、ご理解とご協力をお願いします。

■調査期間 7月から9月

■調査範囲 町内の全農地

■主な目的

○遊休農地の実態調査

○遊休農地の発生防止

○農地の違反転用発生防止



農地に住宅建築や植林(山林利用)する場合には  
農地転用許可 が必要です

—— 違反転用は絶対にやめましょう ——

農地(田・畑)に住宅建築や植林をするには、農地法に基づく県知事の農地転用許可が必要です。

許可より前に着手してしまうと違反転用となり、原則原状復旧しなければなりません。

農地を農地以外に使用する場合、事前に農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局(☎46-4739)

## 体験メニュー企画・開発を支援します！

二戸地域の事業者が行う体験メニュー企画・開発、内容拡充等の取組にかかる経費の一部を助成します。

### ■対象者

・二戸地域（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）に主たる事業所を設置し、商工業又は観光産業を営む個人、法人又は団体

・二戸地域において農林業を営む個人、法人又は団体

※予算の上限を超える申請があった場合、新規の申請者を優先的に助成します。

### ■事業内容

・新たな体験メニューの開発

・既存の体験メニューの内容拡充

・その他会長が適当と認める体験メニューの開発及び内容拡充

### ■対象経費

・地域産業育成助成金

→新商品開発、新技術、新役務開発、販路開拓、経営改善、人材育成、事業継承に向けた取り組み

・体験メニュー企画・開発支援助成金

→旅費、報償費、需用費、印刷費、通信運搬費、広告宣伝費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

■助成金額 各対象経費の3分の2以内

・地域産業育成助成金

1事業者につき同一年度 最大20万円（物産展等出店経費は最大10万円）

・体験メニュー企画、開発支援助成金

1事業者につき同一年度 最大20万円

※1事業者につき同一年度1回のみ申請可能。

### ■手続きの流れ

交付申請 → 交付決定 → 【事業終了後】完了報告、請求 → 助成金交付

※助成金の前払いはありません。

※完了報告時には、事業に要した領収書又はその写しの添付が必要です。

※令和9年2月26日（金）までに事業を完了する必要があります。

### ■受付期間

【第1期】6月29日（月）～9月25日（金）必着

※期間内の申請受理後、事業の革新性について事務局で審査のうえ、交付決定します。

【第2期】9月28日（月）～11月30日（月）必着

※先着順とし、予算の上限に達し次第終了します。

### 【問い合わせ先】

二戸地区広域商工観光推進協議会事務局  
(☎23-9205)

## 「岩手県地方創生起業支援金」 2次公募のお知らせ

岩手県中小企業団体中央会では、岩手県内で、地域課題の解決を目的とした社会的事業を新たに起業する方などを対象に対象経費の2分の1以内（最大200万円）を支給します。

募集期間は、8月24日までとなっています。

公募要領や申請書の様式は、岩手県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードできます。

### 【問い合わせ先】

岩手県中小企業団体中央会・連携支援部

(☎019-624-1363)

## 「相続と遺言に関する講演会」 を開催します

相続登記には期限があり、最短で令和9年3月31日までに登記しなければならないケースがあります。

相続登記の手続きや遺言書について正しく知っていただけるよう、司法書士や法務局職員による講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。（要予約、定員になり次第締切）

■日時 7月24日（金）13:30～16:10

■内容 講演会

第1部 相続登記について（講師 司法書士）

第2部 遺言書について（講師 法務局職員）

■会場 盛岡地方法務局 二戸支局

■定員 20名程度

■予約 7月1日（水）～

下記問い合わせ先電話番号へお申込みください。

### 【問い合わせ先】

盛岡地方法務局二戸支局（☎25-4811）

## 困りごと出張相談会の 開催について

生活での悩みや困りごとを抱える方々の相談を受け、各関係機関と連携しながら支援をしていく窓口です。

1人で悩まず相談してみませんか。秘密厳守・相談は無料です。

■開催日 8月4日（火）【次回は9月15日（火）】

■会場

10:00～12:00【かるまい文化交流センター宇漢米館 1階相談室】

13:30～15:30【小軽米生活改善センター 図書室】

※事前予約をお願いいたします。予約なしで来所された場合は、予約の方を優先するために日程調整をしていただく場合がございます。

【問い合わせ先】一般社団法人 OneDish あすいろ

(☎43-3525)